

令和 年 月 日
議会運営委員会決定

板橋区議会タブレット端末使用基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、板橋区議会におけるタブレット端末の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（端末の貸与）

第2条 区議会議員（以下「議員」という。）に対し、任期期間中、1人1台のタブレット端末を貸与する。

- 2 議員は、貸与されるタブレット端末（以下「端末」という。）について、紛失・盗難・破損・故障（以下、「紛失等」という。）が発生しないよう適切に管理しなければならない。
- 3 議員は、端末を第三者に譲渡及び貸与してはならない。
- 4 議員は、議員の任期満了日直前の会議終了後、議員任期満了日までに速やかに、端末を返還しなければならない。なお、任期途中で議員を辞職する場合は、辞職する日までに返還しなければならない。

（端末の使用範囲）

第3条 議員は端末を議会活動に使用するものとする。

- 2 紙媒体の資料に代わる電子媒体の閲覧のために端末を使用するときは、次の会議に持ち込み、使用することができるものとする。
 - (1) 本会議
 - (2) 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
 - (3) 幹事長会、議案説明会及び全員協議会
 - (4) 議会運営委員会の下に設置する会議体
 - (5) その他、議長が必要と認めた会議
- 3 端末を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめ端末を充電しておくこととする。

(会議における禁止事項)

第4条 会議等において禁止する事項は次のとおりとする。

- (1) 音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
- (2) 電子メール等による外部との通信を行うこと。
- (3) インターネットサイトの閲覧をすること。
- (4) SNSや掲示板等への投稿をすること。
- (5) 会議を撮影、録音、録画すること。
- (6) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (7) その他、会議以外の目的のために使用すること。

(端末の使用にあたっての注意事項)

第5条 端末の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与された端末は、議員が責任を持って管理するとともに、貸与された本人以外に使用させてはならない。
- (2) 議員は、端末本体にパスワード等を設定し、ロックをかけなければならない。
- (3) 端末にあらかじめ搭載されているもの以外のアプリケーションソフトを自らインストールしてはならない。
- (4) 端末の使用に関しては、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理やアップデート等を行うこと。
- (5) 個人情報などを端末の記憶領域に保存してはならない。
- (6) 情報の外部送信に際しては、個人情報の保護に留意し、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。
- (7) 端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続は行わないこと。
- (8) 個人情報等に関する管理及び漏えい防止等の責務は、使用する議員本人に帰するものとする。

(事故があった場合の対応)

第6条 議員は、端末について、紛失等の事故があった場合は、タブレット端末の紛失・盗難・破損・故障届(別記第1号様式)を速やかに議長に提出しなければならない。

- 2 議員は、端末がウイルス感染した又は個人情報等の漏えいがあった場合は、タブレット端末におけるウイルス感染等届(別記第2号様式)を速やかに議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、前2項の届が提出されたときは、速やかに事情を把握し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 端末の紛失等が議員の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該議員がその損害を弁償するものとする。

(不適切な使用に対する措置)

- 第7条** 会議等において議長及び委員長等は、使用できる機能や注意事項に反する利用がある場合、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは注意を促し、改善されない場合は、端末の使用中止を命ずることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、議長は、端末の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、端末の使用中止を命ずることができる。

(委任)

- 第8条** この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

板橋区議会議長 様

会 派 名

議 員 名

印

タブレット端末の紛失・盗難・破損・故障届

下記のとおり端末の（紛失・盗難・破損・故障）を報告します。

記

| | |
|-------------------------|-------------|
| 紛失・盗難・破損・故障 した日時 | 年 月 日 () 時 |
| タブレット端末No. | |
| 紛失場所または 破損箇所・故障の状況 | |
| 紛失・盗難・破損・故障経緯 (具体的に) | |
| 再発防止策 | |

年 月 日

板橋区議会議長 様

会 派 名

議 員 名

印

タブレット端末におけるウイルス感染等届

下記のとおり（ データ漏えい ・ ウイルス感染 ）を報告します。

記

| | |
|----------------------------|-------------|
| データ漏えい・ウイルス感染 の発生した日時 | 年 月 日 () 時 |
| タブレット端末No. | |
| データ漏えい・ウイルス感染の 経緯（具体的に） | |
| 考えられる要因 | |
| 再発防止策 | |